

五條市あんしん見守り・SOSネットワーク事業協定書

五條市（以下「市」という。）と（以下「協力団体」という。）は、五條市あんしん見守り・SOSネットワーク事業（以下「事業」という。）の実施に関して、五條市あんしん見守り・SOSネットワーク事業実施要綱（令和元年5月五條市告示第50号。以下「要綱」という。）第7条の規定に基づき、次のとおり協定を締結する。

（目的趣旨）

第1条 この協定は、市と協力団体が協力し、地域に暮らす高齢者や認知症の人（以下「認知症の人等」という。）が住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けることができるよう、普段からの暮らしを見守り、認知症により行方不明が発生した際に無事に家に戻れ、安心して外出が続けられるよう、地域の人々の支援による一連の見守り体制づくりを目指すことを目的とする。

2 この協定は、前項の目的を達成するため、事業の実施に関し、要綱に定める事項のほか、必要な事項を定めるものとする。

（事業の内容）

第2条 協力団体は、その従業員等に事業の趣旨、内容等を周知し、通常業務又は活動の中で見守り、声かけを行うとともに、次の活動を行うものとする。

- (1) 認知症の人等と推測される者の異変又は心身状況の変化に気づいたときは、市に連絡すること。
- (2) 認知症の人等が行方不明となった旨の連絡を受けた場合、業務等に支障のない、できる範囲で発見（探索）に協力すること。
- (3) 事業の普及啓発に関すること。
- (4) その他、事業の趣旨に沿った協力ができること。

（個人情報の保護）

第3条 市と協力団体は、事業に関し知り得た個人情報を他に漏らすことのないよう、個人情報の取扱いに関して、必要な措置を講ずるものとする。

2 協力団体は、事業に関し知り得た個人情報を事業以外の目的に利用してはならない。また、この協定の解除後も同様とする。

(免責事項)

第4条 協力団体は、第2条第1項の規定による連絡を行った場合又は連絡を行う事ができなかつた場合において、その後生じた問題等について、その責任を負わないものとする。

2 協力団体は、認知症の人等の異変に関する連絡の誤報について、その責任を負わないものとする。

(有効期間)

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から、令和 年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の3か月前までに、市又は協力団体いずれからも特段の申し出がない場合は有効期間を1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(協議)

第6条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度市と協力団体が協議の上決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、市と協力団体記名押印の上、各1通を保有する。

年 月 日

五條市 五條市岡口1丁目3番1号

五條市長

協力団体 (住所)

(名称)

(職・代表者名)